

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の実施状況

1. 事業の概要

(1) 目的

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）附則第3条の規定に基づく同法施行状況の検討等を行う産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合が公表した「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（平成20年2月）において、「不法投棄対策未然防止について積極的に取り組む市町村に対し、メーカー等が資金面も含め協力する体制を構築することの必要性」及び「離島における収集運搬の改善策として、一定の要件を満たしているものについて海上輸送コスト等についてメーカー等が資金面を含めた協力を行うこと」の指摘があった。

その指摘を受け、製造業者等から（財）家電製品協会（以下「協会」という。）に2つの協力事業の取り組みを求める要請があり、協会は、本事業の中立的かつ公正な運用を図るため、第三者委員会を組織し、第三者委員会の決定した政策等の下で、本事業に取り組んでいる。不法投棄未然防止事業協力と離島対策事業協力の実施期間は当初平成21年度を初年度とする3年間の予定であったが、当該実施期間は平成26年度まで3年間延長された。

(2) 不法投棄未然防止事業協力の概要

市町村、特別区又は廃棄物の収集を業務として扱う地方公共団体の組合（以下「市町村等」という。）の区域の全部又は一部の地域において不法投棄される特定家庭用機器廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の量を大幅に削減することを目的として、特定廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された特定廃棄物を回収し、製造業者等（当該廃棄物に係る製造業者等が存しないとき、又は当該廃棄物に係る製造業者等を確認することができないときは、指定法人）（以下「再商品化等実施者」という。）に引き渡す事業を実施する又は実施しようとしている市町村等に対して、協会は、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、第三者委員会基本方針及び不法投棄未然防止事業協力実施要項等に基づく助成金の交付を行う。

(3) 離島対策事業協力の概要

離島地域において排出等される特定廃棄物を当該地域から指定引取場所（指定法人の引き取る場所を含む。以下同じ。）まで輸送するために要する費用を削減することを目的として行う次に掲げるいずれかの事業を実施する又は実施しようとしている当該地域に係る市町村に対して、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、第三者委員会基本方針及び離島対策事業協力実施要項等に基づく助成金の交付を行う。

(イ) 離島地域（離島4法（離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法）対象の地域）において特定廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの特定廃棄物の輸送を別に定める効率的な方法により行い、当該指定引取場所において特定廃棄物に係る再商品化等実施者に特定廃棄物を引き渡

す事業（（ロ）の補助金交付事業の対象であるものを除く。）（以下「輸送事業」という。）。

（ロ）輸送事業に係る海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を、当該海上輸送を行う者（当該海上輸送を行う者が第三者に当該海上輸送を委託して行っているときは、当該委託をした者）に対して交付する事業。

2. 事業協力の実施状況

（1）平成23年度事業協力の状況

1）公募期間

平成22年7月1日から9月30日まで

2）事業実施期間

- ・不法投棄未然防止事業協力のうち防止事業：協会と市町村等が締結した覚書に記載された期間（平成23年2月1日以降に始まり、平成24年1月31日以前に終わる連続した期間）
- ・不法投棄未然防止事業協力のうち引渡事業：協会と市町村等が締結した覚書に記載された期間（上記防止事業の期間内の3か月以内の連続した期間）
- ・離島対策事業協力：平成23年2月1日から平成24年1月31日までの期間

3）不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の覚書締結市町村数

（平成23年12月8日現在）

平成23年度	不法投棄未然防止事業協力 市町村数	離島対策事業協力 市町村数
覚書締結数	41	15

* 不法投棄未然防止事業協力覚書締結市町

- ・北海道 札幌市
- ・北海道 砂川市
- ・北海道 北斗市
- ・岩手県 矢巾町
- ・秋田県 三種町
- ・茨城県 水戸市
- ・埼玉県 飯能市
- ・千葉県 千葉市
- ・千葉県 佐倉市
- ・東京都 あきる野市
- ・神奈川県 横浜市
- ・神奈川県 川崎市
- ・神奈川県 藤沢市
- ・神奈川県 愛川町
- ・福井県 敦賀市
- ・長野県 須坂市
- ・岐阜県 岐阜市
- ・愛知県 名古屋市
- ・愛知県 瀬戸市
- ・愛知県 小牧市
- ・愛知県 岩倉市
- ・愛知県 日進市
- ・愛知県 東郷町
- ・三重県 四日市市
- ・滋賀県 彦根市
- ・滋賀県 野洲市
- ・京都府 舞鶴市
- ・京都府 亀岡市
- ・大阪府 島本町
- ・兵庫県 宝塚市
- ・奈良県 生駒市
- ・和歌山県 和歌山市
- ・愛媛県 松山市
- ・福岡県 北九州市
- ・福岡県 福岡市
- ・福岡県 直方市
- ・福岡県 芦屋町
- ・福岡県 水巻町
- ・福岡県 遠賀町
- ・福岡県 みやこ町
- ・沖縄県 糸満市

* 離島対策事業協力覚書締結市町村

- ・北海道 奥尻町
- ・東京都 大島町
- ・東京都 利島村
- ・東京都 八丈町
- ・東京都 小笠原村
- ・鹿児島県 西之表市
- ・鹿児島県 薩摩川内市
- ・鹿児島県 奄美市
- ・鹿児島県 屋久島町
- ・鹿児島県 瀬戸内町
- ・鹿児島県 喜界町
- ・鹿児島県 徳之島町
- ・鹿児島県 和泊町
- ・鹿児島県 与論町
- ・沖縄県 宮古島市

- ・奈良県 生駒市
- ・奈良県 川上村
- ・和歌山県 和歌山市
- ・鳥取県 鳥取市
- ・島根県 安来市
- ・愛媛県 松山市
- ・愛媛県 鬼北町
- ・愛媛県 愛南町
- ・福岡県 北九州市
- ・福岡県 福岡市
- ・福岡県 中間市
- ・福岡県 芦屋町
- ・福岡県 水巻町
- ・福岡県 岡垣町
- ・福岡県 遠賀町
- ・長崎県 島原市
- ・沖縄県 糸満市

* 離島対策事業協力覚書締結市町村

- ・北海道 奥尻町
- ・東京都 大島町
- ・東京都 利島村
- ・東京都 神津島村
- ・東京都 御蔵島村
- ・東京都 八丈町
- ・東京都 小笠原村
- ・鹿児島県 薩摩川内市
- ・鹿児島県 奄美市
- ・鹿児島県 屋久島町
- ・鹿児島県 瀬戸内町
- ・鹿児島県 与論町
- ・鹿児島県 知名町
- ・沖縄県 宮古島市
- ・沖縄県 多良間村

4) 事業規模

①不法投棄対策未然防止事業協力

防止費目に係る上限額、撤去等上限額及び料金上限額の合計163百万円

* 助成率：防止事業50%

引渡事業（撤去等及び家電リサイクル料金）100%

②離島対策事業協力は、助成単価のみが設定され、上限額は設定されていない。

（ただし、協力年度の予算として配分された額を上回る見込みとなった場合について繰越要請規定がある。）

4品目それぞれの助成単価と輸送計画台数の総計は次の通り。

* 平成24年度助成単価：エアコン	140円～1,950円
ブラウン管式テレビ	140円～3,250円
液晶・プラズマ式テレビ	140円～3,250円
冷蔵庫・冷凍庫	140円～3,640円
洗濯機・衣類乾燥機	140円～1,950円

* 市町村から提出された平成24年度輸送計画台数の総計25,738台

3. 自治体の意見などを受け、本年度、工夫を図った点等

(1) 平成24年度公募にあたり、市町村の事務負担の軽減を図るために下記の対応を行った。

- 1) 要項等の規定類について、現実の運用に則した内容への記述の修正や文言の統一等、改正を行い、ホームページに掲載した。
- 2) 記載しやすいように応募申請書の様式を一部修正するとともに、応募申請書記載に際してのポイント等を解説した応募申請書の記載ガイドラインを改定して、ホームページに掲載した。

(2) 平成24年度公募に先立ち、全国市長会・全国町村会・全国都市清掃会議・日本離島センター・日本自治団体労働組合に公募の周知依頼文書を事業協力室より送付した。

以上